

# 安全推進者の職務

## ① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

- ・ 整理整頓（4S活動）の推進
- ・ 床の凹凸面の解消 など

## ② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

- ・ 朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発 など

## ③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

この職場の安全は 私が守ります！

安全推進者氏名

# 参考 安全推進者を配置する職場とは？

「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、次の第3号業種で、常時10人以上の労働者を使用する事業場では、安全推進者を配置してください。

安衛令第2条	該当する業種	労働者数	
		常時50人以上	常時10~49人
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	安全管理者の選任義務 (安衛法第11条)	安全衛生推進者の選任義務 (安衛法第12条の2)
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業		
第3号	第1号、第2号以外の業種	安全推進者の配置対象	

## 安全推進者を配置するときのポイント

- ✔ 事業場内での安全活動に従事した経験を有する方の中から配置してください。
- ✔ 常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全衛生推進者の資格を有する方等を配置することが望ましいとされています。
- ✔ 原則として事業場ごとに1名以上配置してください。
- ✔ 配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知してください。
- ✔ 氏名と職務の周知には、裏面の用紙をご活用ください。  
大分労働局 HP の大分労働基準監督署のページから裏面の用紙を印刷することができます。

安全推進者 大分労働基準監督署

検索